

富士吉田市まちづくりファンド活用事業の手引き

I. はじめに

□ まちづくりファンドとは？□

市民主導による中心市街地のにぎわいづくりや歴史的建造物等をいかした交流の場の整備などのまちづくり活動を行う個人及び法人その他団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する制度です。

□ どんな人たちが対象になる？□

次のいずれにも該当するもの

1. 市内に建造物等を所有する者（当該建造物等の改修及び改修後の利用について承諾を得ている者を含む。）
2. 活動の拠点が市内に存する者
3. 市税等を滞納していない者
4. 同一の建造物等において、過去にこの要綱に基づく補助金等の交付を受けていない者



□ ファンドの対象となるのは？□

特定地域内で行う民間主体のまちづくりに係るハード整備が対象です。

※ソフト事業は対象になりません！！

※特定地域については、最終ページに掲載しています。

II. ファンドを活用するには？

□ どんな事業を行えば、ファンドの対象となるのか？□

特定地域内（中心市街地エリア・御師まちエリア）の賑わいづくりに寄与する施設整備や歴史的建造物等を活かした交流の場の整備など

- ・市民主導による特定区域賑わい空間創出事業

（空き家・空き店舗を活用した公共空間の創出や景観に配慮したファサード整備など）

- ・歴史的建造物等活用事業

（歴史的建造物等を活かした交流促進を行うための施設整備など）

□ 補助金の対象となる経費は？ □

施設を整備するために、直接必要となる経費です。

- ・ 工事にかかる経費、資材を購入する経費、修繕に要する経費
- ・ 設計、工事監理に要する経費

□ 注意！！補助金の対象とならない経費□

- ・ 企画を検討する費用、事前の調査費
- ・ 土地・建物の購入に係る費用
- ・ 講師招致の費用や視察等の費用、広報費
- ・ イベント活動費、飲食費
- ・ 机椅子などの什器、パソコンなどの備品購入費
- ・ リース費用、光熱費、人件費、交通費、出張旅費

Ⅲ. 補助金はどれくらいもらえるの？

補助事業区分、補助率、補助金の上限額は以下の通りです。

1 市民主導による特定区域賑わい空間創出事業

(1) 街なかにおける空き地又は空き店舗を活用した賑わい空間を創出するための施設整備等に関する事業

⇒ 補助率：補助対象経費の3分の2、補助金の限度額：300万円

(2) 特定区域におけるファサード部分の施設整備等に関する事業

⇒ 補助率：補助対象経費の3分の2、補助金の限度額：100万円

※(1) (2) 両方を行った場合は、補助金の限度額：400万円

2 歴史的建造物活用事業

(1) 特定区域内における御師住宅及び町家を活かした交流促進を行うための施設整備等に関する事業

⇒ 補助率：補助対象経費の4分の3、補助金の限度額：500万円

※補助金額の詳細については、補助金交付要綱をご確認ください。

Ⅳ. お問い合わせ

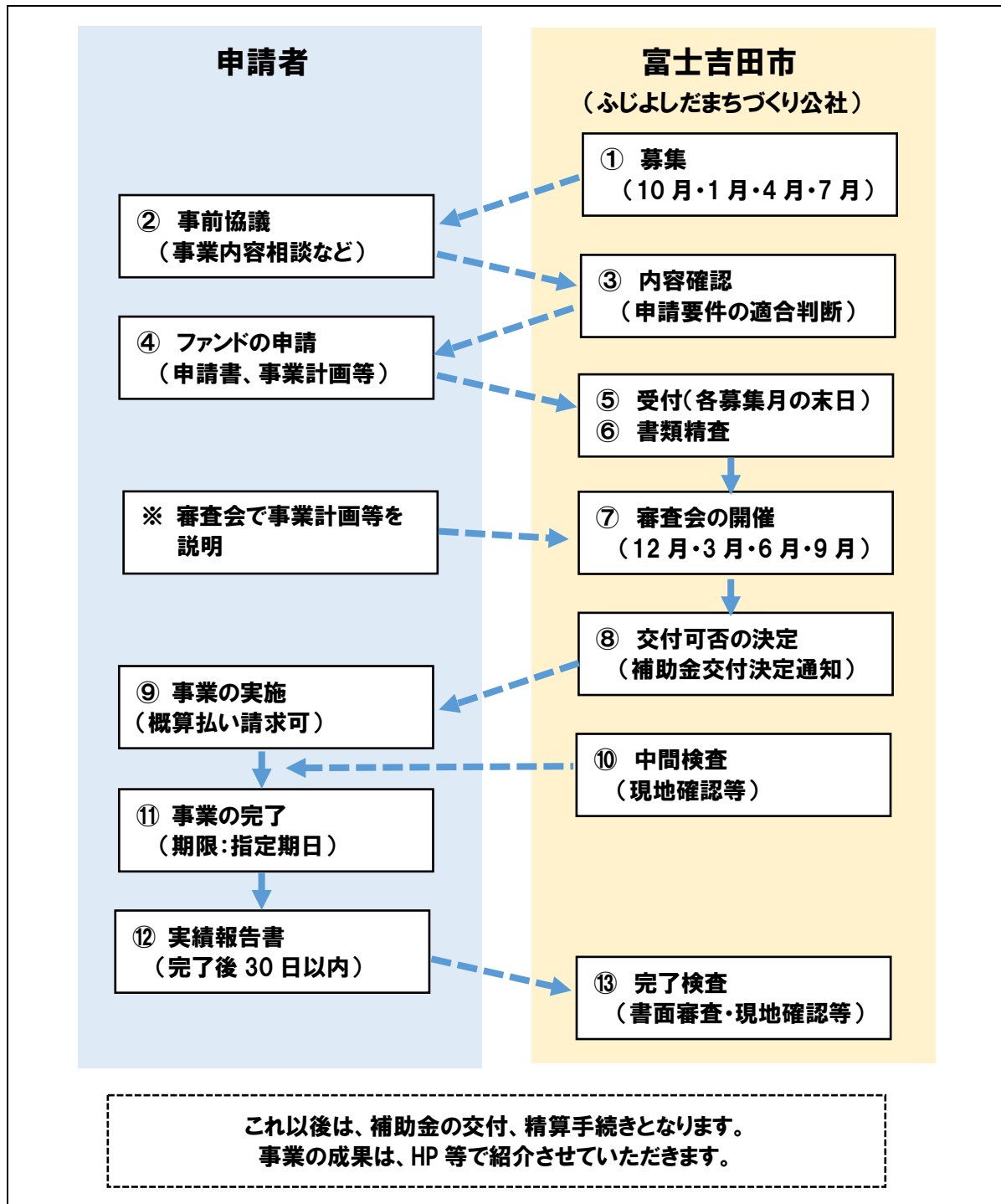
〒403-0004 富士吉田市下吉田 2-31-14

富士吉田市まちづくりファンド活用事業受託事業者
株式会社ふじよしだまちづくり公社

TEL：0555-72-8963

e-mail：info@fujiyoshida-machidykuri.com

V. ファンド申請の流れ



VI. ファンドの申請の方法

□ ファンドを申請するときは、必ず事前に相談をお願いいたします。

事前に事業内容等について、協議をしていただきます。(申請要件に適合するかどうかの判断を行います。)

相談は予約制です。ふじよしだまちづくり公社ホームページの「来社予約」から予約をお願いいたします。(<https://fujiyoshida-machidukuri.com/booking/>)

□ ファンドの申請を行いましょ。

「富士吉田市まちづくりファンド活用事業補助金交付申請書」（様式あり）と以下の添付図書を一緒に提出してください。

（添付図書）

- ・事業計画書、収支予算書、誓約書等・・・様式あり
- ・見積書、図面等の工事の概要が分かる資料、現況写真、その他参考となる資料

※なお、事業者の場合にあっては決算書の写し、個人営業の方にあっては確定申告書や収支決算書の写しが必要な場合があります。

□ 審査会を開催します。

以下の観点から、外部審査会の審査を踏まえて市長が必要性を認めるものを事業採択し、対象事業とします。

審査基準(観点)

政策適合性	ファンドの目的を理解し、市街地ガイドラインを遵守し、魅力ある街の実現に資する取組となっている。
公益性	地域の公共的なニーズに対応するものであり、広く公共の利益になり、地域内の一定の区域の価値向上に資するものである。
地域性	地域の課題や特性を踏まえた事業である。
必要性	魅力的で個性豊かなまちづくりを推進するために必要な事業である。
実現-妥当性	事業内容、スケジュール等が現実的で、事業経費の積算が適正であり、実施体制及び関係者との合意形成の見込みが十分なものである。
継続-発展性	事業が継続し、活動の広がりや波及効果が期待できるものである。
地域景観との親和性	「富士吉田市景観デザインガイド」を踏まえた事業計画になっている。
その他	地域商店街との連携、協調性が期待できる。

※申請者は、審査会において事業計画の説明をいただきます。

□ 補助金の交付決定通知書を受け取ります。

審査会の結果、補助金の交付を決定した場合は、文書でお知らせします。

□ 工事の実施

工事は、「補助金交付決定通知書」を受け取ってから開始してください。ただし、補助金交付申請書提出後、事業者の責任において工事に着手することは可能です。この場合、仮に補助金交付決定がなされなくても異議申し立てはできません。（誓約書を提出していただきます。）

もし、工事を始めた後に内容等の変更がある場合は、「事業変更申請書」を提出する必要があります。

□ 補助金を概算払いで受け取ることができます。

補助金を概算払いで受け取る場合には、「交付決定通知書」を受け取った後に、「補助金（概算

払) 交付請求書」(様式あり)を提出してください。

□ 実績報告書を提出しましょう。

工事が完了したら、30日以内に、以下の書類を添付のうえ、「実績報告書」(様式あり)を提出してください。

(添付書類)

- ・事業実績書、収支決算書・・・様式あり
- ・工事内訳書、図面等の工事の概要が分かる資料、工事前・中・後の写真、請負契約書や領収書の写し、その他参考となる資料

□ 補助金の交付確定通知書を受け取ります。

審査の結果、工事の成果が交付決定の内容と条件に合うと認められた場合には、交付する補助金の額を確定し、文書でお知らせします。

□ 請求書を提出しましょう。

「交付確定通知書」を受け取った後に、「補助金(概算払)交付請求書」(様式あり)を提出してください。

補助金は、指定された口座に振り込まれます。

富士山と織物の街が育んだ景観を守りながら

私たちの街を国内外の誰もが訪れたくなる街に再生しましょう！



富士吉田市まちづくりファンド活用事業補助対象エリア図

(国土地理院 地形図使用)

